

平成29年度第1回宮城県国民健康保険運営協議会で委員から寄せられた意見等

第6章 医療費の適正化の取組に関する事項(P21, 22)

1 全体について

- (1) 協会けんぽとして医療費適正化に対して一緒に対応し、健康づくりに関わる業務の連携を図っていきたい。
- (2) 運営方針案には、健康づくりへの協力という記載があってほしい。

2 特定検診・特定保健指導実施率の向上について

- (1) 特定健診受診率は高く特定保健指導実施率が低いのは、宮城県全体の課題なので、県全体として特定保健指導に取り組んでいく必要があると思う。

3 後発医薬品の使用促進について

- (1) 後発医薬品の使用促進について、案のような記載だけでなく、ある程度数値目標を明記することも必要ではないか。
- (2) 目標を掲げるのは大事だが、目標をどこに設定することが適切なのか判断することも難しいのではないか。
- (3) 後発医薬品の使用促進のためには、数値目標だけ設定しても意味がない。後発医薬品の使用促進のみを国保運営方針に記載し取り組んでも、結果として「最終的には製薬会社が儲けただけではないか。」との声が出てくるのが想定される。このようなことにも配慮して取り組まないと後発医薬品の使用割合は上がらない。
- (4) 後発医薬品について、診療する現場で奏功状況等の正確な情報が得られず、安全策として先発医薬品を選択する、という意見もあるので、後発医薬品の普及には、正確な情報を医療機関等へお知らせする必要がある。
- (5) 医療費の適正化には、後発医薬品の使用割合に全国的な差があることも非常に大きな問題。使用割合が低い県と高い県にバラつきがあって、さらに使用頻度にも差がある状態なので、まず現状を適正化していくことが大きな課題。

第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項(P24)

1 国保データベース（KDB）システムの活用について

- (1) 被用者保険も大量のデータを保有しているので、このデータと国民健康保険のデータをどのようにドッキングして、どのように分析していくかが、県内の医療分析等を含めての非常に大きなデータになると考える。
- (2) この機会に国民健康保険のデータと被用者保険のデータを、より様々な健康づくりに活用できればよいと考える。協議を進めて、市町村が進めやすい環境を整備していくことが必要。

※意見の番号は、宮城県国民健康保険運営方針素案の番号と連動しません。